

に配属されました。知的な障害のある方の支援に関わるのは初めてでしたので、最初は戸惑いと驚きの連続でしたが、誠実に逃げずに支援を続けられ、徐々に利用者とも関係性がとれ、利用者が自立して活動していく姿を見ることができるとなっていました。

その後、平成九年に隣の港育成園に異動し、平成十二年からは事務局に配属され、主任・次長として仕事をしました。そして、今回の異動で、福島育成園の園長を拝命することとなりました。

私にとりましては八年間、施設現場を離れておりまして、まず、現場の勘を取り戻すことが急務となります。

次に、初めての入所施設での仕事。まだ半月ほどしか勤めておりませんが、これまで通所施設・事務局でしか仕事をしていたことがない私には、日中・生活の両面を見る二十四

時間支援、利用者の健康と安全を守ることの大事さと大変さが非常に重く感じられ、責任の重さも痛感しております。

また、初めての施設長としての業務。利用者を守ることが第一義なのは当然ですが、そのためにも職員も守り、また育てていかねばなりません。

さらに海老江地区だけではなく、福島区全体の社会資源としてあり続けるには、地域との協力関係を欠くことは絶対にできません。

私を含め、まだ経験の浅い職員集団であり、保護者の皆様の、お子様を思う気持ちには及びませんが、新体制のもと全職員を引き締めて、誠実に逃げずに日々の支援ならびに業務に携わっていく所存です。

ですので、どうぞ皆様方のご指導・ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。園長着任のご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。



『Step by Step』

事務局総務部長

平中 葉

この四月から、大阪市の障害者在宅系福祉サービスについて、一部取り扱いが変わりましたので、全部ではありませんが、ご紹介いたします。対象が広がったり、加算がついたり、と利用しやすい方向で一定、整理されています。手続きには煩雑さがともないますが、必要なサービスを必要な人に届けられるようにしていきたいと思えます。

その1 「日中活動が長期の休みになる場合、居宅サービスを上乘せることができません。」

普段の毎日の生活を通所などの日中活動と重度訪問介護

業や居宅介護事業との組み合わせで使われている方で、年末年始・夏休みなど長い期間、日中活動の場所が休みになると現在の支給決定時間では足りなくなる場合、決まった手続きをとることで「年末年始等対応基準」として上乘せられた支給時間が適用されます。

対象者・重度訪問介護対象者及び区分4以上の知的障害者・精神障害者

この適用を必要とされる人
・ 単身生活者またはこれに準じる人

その2 「移動支援における全身性障害者の定義が変わりました。」

両上肢及び両下肢のいずれにも重度1・2級の障害を有する肢体不自由者の1級の方

両上肢及び体幹のいずれにも重度1・2級の障害を有する肢体不自由の1

級の方

「移動支援における通年長期にわたる外出にかかる緊急避難的に対応について整理がされました。」

冠婚葬祭など社会的理由により対応を必要とする場合(緊急避難的な対応の理由を事業所の記録として残しておく必要があります。)

介護者に入院治療や継続した通院治療等が必要となり移動支援による対応が望まれる場合(一ヶ月以内の利用が基本で、各区保健福祉センターとの事前協議が必要です。)

介護者が長期入院治療等となり移動支援による対応が望まれる場合(三ヶ月以内の利用が基本で大阪市福祉局との事前協議が必要です。)

両上肢及び体幹のいずれにも重度1・2級の障害を有する肢体不自由の1

両上肢及び体幹のいずれにも重度1・2級の障害を有する肢体不自由の1